省　令

○厚生労働省令第百十七号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第十六条第二項第三号（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年七月二日

厚生労働大臣　田村　憲久

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則（平成十六年厚生労働省令第五十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則	附　則
（新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する特例）	（新設）
第五条　副作用救済給付又は感染救済給付は、第三条各号（第三十一条において読み替えて準用する場合を含む。）に定める場合のほか、その者の許可医薬品等の副作用又は許可生物由来製品等を介した感染等による疾病、障害又は死亡が、一時的に帰国した本邦に居住していない者であって次の各号に掲げるものに対して国が行う新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る予防接種を受けたことによるものである場合は、行わない。 一　海外に在留する邦人 二　日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者 三　出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第二の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者	
附　則	
この省令は、公布の日から施行する。	